



2026年5月25日

各位

会社名 株式会社タムラ製作所
代表者名 代表取締役社長 中村 充孝
(コード番号 6768 東証プライム)
問合せ先 経営管理本部長 大石 光明
TEL 050-3664-0515

本社移転および定款一部変更に関するお知らせ

株式会社タムラ製作所（本社：東京都練馬区、代表取締役社長：中村 充孝、以下、「当社」）は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第103回定時株主総会に定款一部変更について付議すること、および当該定款一部変更が承認されることを条件として本社移転を行うことを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 本社移転

(1) 移転後の本社所在地

東京都豊島区東池袋（予定）

(2) 移転の理由

当社は、第14次中期経営計画「One TAMURA for Next 100」に基づき、次の100年に向けた成長基盤の構築と効率的に収益を最大化できる体質への転換を進めています。この取り組みの一環として、資本効率の改善および従業員エンゲージメントの向上を目的に、本社移転を決定しました。本社および各拠点の機能の最適化を図り、アクセシビリティと働きやすさを備えたオフィス環境を整備することで、業務効率の向上および社内外コミュニケーションの一層の活性化を推進するとともに、多様で優秀な人材の確保につなげてまいります。80年以上の長きにわたり地域の皆様に支えられてきた歩みを礎に、新たな拠点で事業ポートフォリオの変革を着実に実行し、経営基盤の強化と持続的な成長の実現を目指してまいります。

(3) 移転時期

2027年5月（予定）

(4) 業績への影響

本件による当期連結業績への影響は、2026年5月11日公表の2027年3月期連結業績予想に織り込み済みです。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

前項に記載した理由のため、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものです。

なお、この現行定款の変更は2027年に開催を予定する第104期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨附則で規定するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下の通りです。変更箇所には下線を付しています。

現行定款	変更案
第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都 <u>練馬区</u> に置く。 （附則） 当社は、第100期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （新設）	第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都 <u>豊島区</u> に置く。 （附則） <u>第1条</u> （現行通り） <u>第2条</u> 定款第3条の変更は、2027年に開催を予定する第104期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

(3) 定款変更の日程

定時株主総会開催日 2026年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2027年に開催を予定する第104期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

以上